

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	高山村

高山村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業振興課農政係
所在地 高山村大字高井 4972
電話番号 026-214-9268
FAX番号 026-248-0066
メールアドレス sangyou@vill.takayama.nagano.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、カモシカ、ニホンジカ、ハクビシン、カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	高山村

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	果樹・野菜等	234千円、0.16ha
ニホンザル	果樹(りんご、ぶどう、もも)、野菜等(かぼちや、トウモロコシ)	1,704千円、0.85ha
イノシシ	果樹(ぶどう)、野菜全般	829千円、0.73ha
カモシカ	野菜・雑穀(そば)等	178千円、0.34ha
ニホンジカ	野菜等	29千円、0.18ha
ハクビシン	果樹(りんご・ぶどう)	650千円、0.40ha
カラス	果樹等	249千円、0.29ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

ツキノワグマの被害は、恒久電気柵を整備している地域の被害は減少傾向にある。一部電気柵の下を掘り侵入する個体により果樹・野菜等の被害が発生している。恒久電気柵のない地域では、簡易電気柵により被害防止に努めている。

ニホンザルの被害は、恒久電気柵の整備により減少傾向であるが、経年により緩衝帯が狭くなった場所などから侵入してくるため被害が再度増加

しつつある。簡易電気柵の設置箇所からは自由に往来ができるため、果樹等の被害や人家の屋根の上で暴れるなど頻繁に出没している地域がある。

イノシシ被害は、恒久電気柵が整備している地域の被害は減少傾向にあるが、一部電気柵の下を掘り侵入する個体により果樹の被害が発生している。恒久電気柵のない地域では、簡易電気柵により対応しているが、電気柵の弱い箇所から侵入し被害が発生している。

カモシカの被害は、恒久電気柵や簡易電気柵の設置により被害が減少傾向にあるが、一部の地域で毎年野菜等の被害が発生している。

ニホンジカは、恒久電気柵や簡易電気柵の設置により被害が防げており、被害は抑制されているが、標高の高い山田牧場でも目撃情報が寄せられているとともに年々捕獲個体数が増加傾向である。

ハクビシンの被害は、簡易電気柵の普及により減少傾向にあるが、未だに果樹等の農作物被害額は大きいため、今後も個体数調整などの対策が必要である。

カラスは、毎年果樹被害が極めて多い。カラス捕獲檻を設置し個体数調整に努めているが、依然として被害が減少しない状況である。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
ツキノワグマ	234千円 0.16ha	210千円 0.14ha
ニホンザル	1,704千円 0.85ha	1,533千円 0.76ha
イノシシ	829千円 0.73ha	746千円 0.65ha
カモシカ	178千円 0.34ha	160千円 0.30ha
ニホンジカ	29千円 0.18ha	26千円 0.16ha
ハクビシン	650千円 0.40ha	520千円 0.36ha
カラス	249千円 0.29ha	224千円 0.26ha
合計	3,873千円 2.55ha	3,419千円 2.63ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会による駆除の実施 R3 実績 ツキノワグマ 8頭 ニホンザル 9頭 イノシシ 22頭 カモシカ 5頭 ニホンジカ 70頭 ハクビシン 21頭 カラス 40羽	
防護柵の設置等に関する取組	各集落による広域的な電気柵の管理 電気柵延長 39.44km (恒久電気柵 28.01km、簡易電気柵 11.43km)	恒久電気柵や、簡易電気柵の設置により一定の被害防止効果が発揮されている。 電気柵の効果が少ない、ニホンザルやカラスによる被害が発生している。 また、個別の農地に対しての設置補助を行い、被害防止に努めている。
生息環境管理その他の取組	情報無線や広報誌を活用して放任果樹の除去及び鳥獣の習性について周知	情報無線や広報誌では見逃す人がいるため、現地で実施する研修会などを開催し、知識取得に努める。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

猟友会員の確保、協力、連携強化。また、農家の自主的な追い払い、防除対策の促進、緩衝帯整備、電気柵の設置、捕獲檻の増設など。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

高山村地域有害鳥獣駆除推進協議会が猟友会へ駆除委託。
委託料 1050,000 円

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R5～R7	ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、カモシカ、ニホンジカ、カラス	・効果的な捕獲実施のための研究調査。 (エサ、設置場所) ・狩猟免許取得経費助成金による担い手確保

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
特定鳥獣保護管理計画に基づき、近年の捕獲実績や生息状況を勘案して捕獲計画を立てる。また、生息頭数、被害額等を精査した上での個体数調整。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ	必要数	必要数	必要数
ニホンザル	必要数	必要数	必要数
イノシシ	必要数	必要数	必要数
カモシカ	必要数	必要数	必要数
ニホンジカ	必要数	必要数	必要数
ハクビシン	必要数	必要数	必要数
カラス	必要数	必要数	必要数

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ツキノワグマは、被害の状況に応じて農地周辺で檻により捕獲する。 ニホンザルは、年間を通して農地周辺で檻等により捕獲する。 イノシシは、年間を通して農地周辺で檻等により捕獲する。 カモシカは、冬期に捕獲設定団地で銃等により捕獲する。 ニホンジカは、年間を通して農地周辺でわな等により捕獲する。 ハクビシンは、年間を通して農地周辺でわな等により捕獲する。 カラスは、銃器による駆除及び捕獲檻での捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
村内全域	ニホンジカ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、カモシカ、ニホンジカ、カラス	恒久電気柵（金網+電気柵） 設置距離約1,000m 駒場地区	恒久電気柵（金網+電気柵） 設置距離約1,000m 駒場地区	恒久電気柵（金網+電気柵） 設置距離約1,000m 駒場地区
ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、カモシカ、ニホンジカ、カラス	恒久電気柵（金網+電気柵） 設置距離約1,000m 二ツ石・松南地区	恒久電気柵（金網+電気柵） 設置距離約1,000m 二ツ石・松南地区	恒久電気柵（金網+電気柵） 設置距離約1,000m 二ツ石・松南地区
ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、カモシカ、ニホンジカ、カラス	恒久電気柵（金網+電気柵） 設置距離約1,000m 中山地区（榊形・中原・三郷・なかひら）	恒久電気柵（金網+電気柵） 設置距離約1,000m 中山地区（榊形・中原・三郷・なかひら）	恒久電気柵（金網+電気柵） 設置距離約2,000m 中山地区（榊形・中原・三郷・なかひら）
ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、カモシカ、ニホンジカ、カラス		恒久電気柵（金網+電気柵） 設置距離約1,000m 二ツ石・松南地区	恒久電気柵（金網+電気柵） 設置距離約1,000m 二ツ石・松南地区
ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、カモシカ、ニホンジカ、カラス		恒久電気柵（金網+電気柵） 設置距離約1,000m 水中・久保・赤和・地区	恒久電気柵（金網+電気柵） 設置距離約1,000m 水中・久保・赤和・地区

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、カモシカ、ニホンジカ、カラス	電気柵周辺の除草や立木の枝等の除去、通電点検等により維持管理を行う。	電気柵周辺の除草や立木の枝等の除去、通電点検等により維持管理を行う。	電気柵周辺の除草や立木の枝等の除去、通電点検等により維持管理を行う。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～令和7年度	ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、カモシカ、ニホンジカ、カラス	電気柵の維持管理は設置地区の耕作者団体等が行う。森林税も有効活用し、里地里山整備も推進する。
令和5年度～令和7年度	ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、カモシカ、ニホンジカ、カラス	簡易電柵を設置する団体へ資材費の3/4補助。簡易電柵を設置する個人へ資材費の1/2補助。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
高山村	関係機関との連絡調整、住民への情報周知
高山村猟友会	有害鳥獣の捕獲
鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲
長野県	助言指導、捕獲許可
須坂警察署	住民の安全確保

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

高山村から関係機関へ連絡し、対策本部を立ち上げる。
高山村は、情報無線や各区長へ連絡し、住民への周知を行う。

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現場での埋設及び処理施設への持ち込みをし、ジビエ等の利用を推進する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	高山村地域有害鳥獣駆除推進協議会
構成機関の名称	役割
りんご部会等生産者団体	被害の現状報告、調査
高山村農業委員会	被害の現状報告、調査
長野森林組合	有効な防除手段のアドバイス等
ながの農業協同組合	有効な防除手段のアドバイス等
高山村猟友会	有害鳥獣駆除
高山村	各機関との連絡調整
長野県野生鳥獣被害対策チーム	助言、調査研究

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長野地域振興局	助言、捕獲許可
長野農業農村支援センター	技術的な支援
須坂警察署	鉄砲所持許可

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 25 年 2 月 20 日付けで設置。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。